

**川崎市障害者等雇用推進・就労援助事業委託業者選定実施要領**  
**(公募型プロポーザル)**

## 1 プロポーザルに付する事項

### (1) 件名

川崎市障害者等雇用推進・就労援助事業委託

### (2) 目的

主に市内の中小企業等を対象として障害者等（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者または医師により何らかの精神疾患、発達障害、難病の診断を受けている者）の雇用にあたっての相談及びコンサルティングを行うとともに、障害者等に対しては求人開拓、マッチング、職業紹介、定着支援等を行う短時間雇用プロジェクトや就労体験を実施し、市内における障害者等の雇用・就労を一体的に推進、援助するもの。

### (3) 履行場所

川崎市内 他

### (4) 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

### (5) 選定方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

### (6) 事業提案予算額

214,697,340円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

（内訳）令和8年度 71,565,780円

令和9年度 71,565,780円

令和10年度 71,565,780円

（積算内訳）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度
人件費	51,873,800円	51,873,800円	51,873,800円
事務所関連費	4,700,000円	4,700,000円	4,700,000円
IT費用	840,000円	840,000円	840,000円
営業交通費	2,700,000円	2,700,000円	2,700,000円
通信費	648,000円	648,000円	648,000円
印刷費	1,080,000円	1,080,000円	1,080,000円
備品費・消耗品費	812,000円	812,000円	812,000円
ネットワーク会議費	306,000円	306,000円	306,000円
就労体験費	600,000円	600,000円	600,000円
実習費（短時間雇用）	500,000円	500,000円	500,000円
雑費	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円
消費税	6,505,980円	6,505,980円	6,505,980円
合計	71,565,780円	71,565,780円	71,565,780円

(7) プロポーザルに関する日程

募集開始・質問受付開始	令和8年1月9日（金）
参加意向申出書提出期限・質問提出期限	令和8年1月19日（月）午前必着
参加資格確認結果通知書送付・質問回答送付	令和8年1月23日（金）まで
企画提案書等の提出期限	令和8年1月30日（金）午前必着
プロポーザル評価委員会の開催	令和8年2月9日（月）予定
審査結果通知	令和8年3月上旬以降

2 担当部署

部署・担当者名	健康福祉局 障害保健福祉部 障害者社会参加・就労支援課 因泥
所在地	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎12階
電話番号	044-200-2456
電子メール	40syusien@city.kawasaki.jp
問い合わせ時間	8時30分～12時、13時～17時（土日祝日などの閉庁日を除く）

3 提案資格の要件

- 次の条件をすべて満たしていること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
  - (2) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
  - (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
  - (4) 企画提案書評価委員会開催時に、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿において、「その他業務」の業種で登録されていること。
  - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）の更生・再生手続中でないこと。
  - (6) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者に該当しないこと。
  - (7) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反していないこと。
  - (8) 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む。））及び地方税（市民税及び固定資産税）を滞納していないこと（地方税については、本市に本社もしくは事業所があるもののみ）。
  - (9) その他、違法または不正行為、本市との信頼関係を損なう行為、社会的信用を損なう行為等がないこと。

## 4 参加意向の申出

### (1) 提出書類

参加意向申出書（様式1）

### (2) 提出方法

PDF形式で、担当部署宛に電子メールで提出する。電子メールの提出後、担当部署に電話で到着の確認をしてください。

### (3) 提出期限

令和8年1月19日（月）午前必着

### (4) 参加資格確認結果通知書

提案者の資格要件に基づく審査を行った結果、令和8年1月23日（金）までに参加資格確認結果通知書を電子メールにて送付します。

## 5 質問の取り扱い

### (1) 受付方法

質問書（様式2）を担当部署宛に電子メールで提出する。電子メールの提出後、担当部署に電話で到着の確認をしてください。

### (2) 受付期限

令和8年1月19日（月）午前必着

### (3) 回答方法

公平を期すため、質問内容と回答をすべての提案者に対し、令和8年1月23日（金）までに電子メールで送付します。なお、いずれの提案者からも質問がない場合には電子メールは送付しません。  
また、本プロポーザルの参加資格を満たしていない者からの質問には回答しません。

## 6 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式・A4判横型）

イ 業務実施体制（組織体制、実施責任者、担当者、関連資格等記載）

ウ 類似実績がある場合は、その実績が分かる資料（任意様式）

エ 提案者概要（企業パンフレット等）

オ 見積書（任意様式）

積算根拠がわかるよう内訳を記載すること。見積書に記載する金額は、消費税額及び地方消費税額を抜いた金額がわかるように記載をお願いします。

### (2) 提出書類等の取り扱い

ア 提出書類等は、返却いたしません。

イ 提案書類等は、提案者に無断で選考以外の目的には使用いたしません。提案書公開の際は、事前に提案者の同意を得るものとします。

ウ 提案書は事業者選定のための資料であり、内容は尊重しますが、すべての提案が実施されるとは限りません。

- ウ 提案書等の提出期限以後は、提案書類等の差し替え、変更又は追加は認めません。
- エ 提案書類等の受領後、本市が必要あると判断した場合には、補足資料を求めることがあります。
- オ 提案書類等の作成に係る一切の費用は、提案者の負担とします。
- キ 提案書類等は、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）の規定に基づき、開示を請求されたときは、公にすることにより、提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象となります。ただし、提案選考期間中は同条例第8条第1項第4号の規定に基づき、開示の対象となりません。

#### (3) 提出方法

担当部署宛に電子メールで提出する。電子メールの提出後、担当部署に電話で到着の確認をしてください。

#### (4) 提出期限

令和8年1月30日（金）午前必着

### 7 選定方法

#### (1) 選定方法・審査体制

川崎市障害者等雇用推進・就労援助事業委託プロポーザル評価委員会設置要綱（以下「評価委員会」という。）において、提出書類及びプレゼンテーションの審査を行います。評価基準表により採点し、最も高い総合点を獲得した提案者を最優秀者として選定します。なお、見積金額が事業提案予算額を超える場合は、失格とします。基準点は、満点の6割以上（全委員の評価点を平均化した点数）とし、基準点を超えた業者について適正と判断します。各評価項目について、企画提案書にその考え方方が一定程度盛り込まれているものについて、「普通」を標準とします。

採点の結果、最も高い総合点を獲得した提案者が複数いる場合は、見積金額が低い方を選定するものとし、それでも決定しない場合は、委員の協議により最終順位を決定します。

#### (2) 評価委員会の実施

##### ア 日程・場所

日程 令和8年2月9日（月）（予定）

場所 川崎市役所内会議室（予定） ※時刻、場所等の詳細は各提案者へ別途通知します。

##### イ 内容等

事前に提出されている提出書類に基づいて、提案説明20分、質疑応答10分程度を予定。

##### ウ 実施方法等

（ア）プレゼンテーションは、原則として本業務に携わる予定の者が実施してください。

（イ）プレゼンテーションの出席者は3名以内とします。

（ウ）使用する説明資料は、提出された企画提案書及び見積書のみとし、新たな説明資料を追加することはできません。

（エ）インターネット環境、プロジェクター・モニター等の機器は利用できません。

#### (3) 審査結果の通知

評価委員会の評価結果及び選定事業者候補が、健康福祉局業者指名選定委員会にて承認された後、全ての提案者に結果通知書を電子メールにて送付するとともに（令和8年3月上旬以降を予定）、本

市ホームページで公表します。なお審査結果について、電話・電子メール等による直接のお問い合わせには応じられませんので御了承ください。

## 8 失格事由

次の事由に該当する場合は、失格となります。

- (1) 企画提案書が提出期限内に提出されなかつた場合
- (2) 企画提案書の内容に虚偽の記載がある場合
- (3) 他の参加者の協力者となつた場合
- (4) 企画提案書の提出後に本実施要領「8 参加者の資格要件」を満たさなくなつた場合
- (5) その他、本実施要領に定める手続き、方法等を遵守しない場合